第三十二条中「第三十条の許可を受けた者（以下「臍帯血供給事業者」という。）」を「臍帯血供給事業者」に改める。

第五十五条第二号を次のように改める。

二　第三十条第二項から第四項までの規定に違反した者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正）

3　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十九号

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）第二条の規定による天皇の即位に関して適用する。

（他の法令の適用）

第二条　本則の規定により休日となる日は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する国民の祝日として、同法第三条第二項及び第三項の規定の適用があるものとする。

2　本則及び前項の規定により休日となる日は、他の法令（国民の祝日に関する法律を除く。）の規定の適用については、同法に規定する休日とする。

（この法律の失効）

第三条　この法律（次項を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法附則第二条の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

2　前項の場合において必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百号

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表（第七条）
第三章　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意等（第八条―第十二条）
第四章　ユニバーサル社会推進会議（第十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ユニバーサル社会　障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

二　障害者、高齢者等　障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者をいう。

三　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策　全ての障害者、高齢者等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、次に掲げる事項を達成することを目指して行われる諸施策をいう。

イ　障害者、高齢者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（ホ及び第十条において「社会的障壁」という。）を除去すること。

ロ　障害者、高齢者等が、その個性と能力を十分に発揮し、政治、経済、教育、文化芸術、スポーツその他のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。

ハ　障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること。

ニ　障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用することができること。

ホ　施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとすることにより、社会的障壁を生じさせないこと。

（国の責務）

第三条　国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

2　国の関係行政機関は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。